



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5F TEL/FAX 03-3595-1171
Email: info@jwcs.org URL: <http://www.jwcs.org>

2008年1月15日

札幌市長 上田 文雄 殿

拝啓

野生生物保全論研究会(JWCS)は、人間と野生生物との共存関係をつくることで野生生物を保全し、それによって現在および将来世代の豊かな自然環境を実現することを目指す特定非営利活動(NPO)法人です。

先日、ヤフーオークションにて貴市により白熊の剥製が公売に付された件につき、以下のとおり申し入れさせていただきます。

野生の白熊、ホッキョクグマは温暖化の影響で絶滅のおそれのある種とし昨今注目を集めている種です。しかし、環境の変化以前から地上最大の肉食獣である強さから剥製や毛皮需要が多く狩猟が盛んでありました。日本国内でもホッキョクグマの剥製および毛皮はクマ類の中でも最大であり、その力を誇示するためか特に暴力団関係者が好んで剥製を入手するとも言われています。ワシントン条約ではホッキョクグマの国際取引を厳しく規制していますが、野生生物の取引は、銃、麻薬と共にマフィアの3大資金源と言われております。

このような状況のなか、貴市の公売のようにホッキョクグマの剥製が商業ルートに乗ることは、一般公衆の需要を刺激することとなり、また違法取引を助長するおそれがあります。形式的には関係法令(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)に違反しないとしても、このような問題をはらむ行為を公的機関である貴市が行うことは、公的機関としての品位にかかわり極めて不適切と考えます。

ちなみに、当会の会員数名よりすでに貴市の公売について遺憾との意見が届いています。

まだ入札期間(23日より3日間)に入っていないので、至急取り下げてくださいよう適切な行動をお取りいただけることを強く要望いたします。また以上に対する貴市のお考えを2008年1月末日までに書面にてお聞かせいただければ幸いです。

敬具

NPO 法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)
事務局長/弁護士 坂元雅行

なお、本状の写しを、札幌市税政部税制課宛てお送り致しました。